

岩手県告示第904号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営下野地区土地改良事業（上閉伊郡大槌町）に係る換地処分をした。

平成28年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也